

障害幼児一時保育のご案内（通常期）

令和5年度

子ども総合センター発達支援コーナーでは、緊急時や一時的に保育が必要なお子さんをお預かりします。

- ☆ 利用できる方 3歳から学齢前で以下のいずれかに該当する方
 - ◎身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方。
 - ◎通所受給者証（児童発達支援等）をお持ちの方。
 - ◎特別支援学校の幼稚部に通っている方。
 - ◎その他「あいあい」の事業を利用したことのある方。※ただし、医療行為等を必要とする方はご利用になれません。

- ☆ 利用時間 月～土曜日（休業日を除く） 午前9時から午後5時まで

- ☆ 送 迎 センターまでの送迎は、保護者、ご家族の方でお願いします。

- ☆ 利用定員 1日2名

- ☆ 利用回数 月3回以内
ただし、空きがある時には3回を超えて利用することができます。
予約受付は、利用希望日の7日前から前日までです。
土曜日は、予約受付は行っておりません。

- ☆ 費用等 利用料1回（時間に関係なく） 1,000円 利用時に、現金でお支払いください。
（生活保護受給世帯、非課税世帯等は無料です。利用登録時にお申し出ください。）

- ☆ 持ち物 昼食・おやつ・着替え・おむつ等必要に応じて、お持ちください。

- ☆ 利用方法
 - ① 事前に利用登録します。（子ども総合センターを初めて利用する方は面接を行います）
必要書類…障害幼児一時保育サービス利用登録申請書と子ども総合センター一時保育児童票
 - ② 障害幼児一時保育サービス登録承認書を受け取ります。
 - ③ 利用日時の予約をします。（先着順です）
 - ・利用希望日の属する月の前月の1日から利用希望日の前日（月～金まで）の午前9時から午後5時までの受付です。
 - ・前月の1日（1日が土日祝日等の場合は最初の営業日）は1回分のみ予約が可能です。
（翌日からは2回分の予約が可能です。）
 - ④ 利用当日に障害幼児一時保育サービス利用申請書を提出します。
 - ⑤ 障害幼児一時保育サービス利用承認書を受け取ります。

- ☆ 利用の変更・取消しについて
 - ・利用の必要がなくなった時や体調不良等で利用できなくなった場合は、速やかにご連絡ください。

- ★ **新型コロナウイルス感染症の影響がある場合、別途の対応を行います。**